様式第２（第13条関係）

（表面）

［略］

（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

**第68条**　［略］

**第78条**　［略］

**第80条**　［略］

**第81条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　［略］

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条の４、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第２（第13条関係）

（表面）

［同上］

（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

**第68条**　［同上］

**第78条**　［同上］

**第80条**　［同上］

**第81条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　［同上］

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

別表第二　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （核物質防護管理者の選任等）<br>**第十六条の三**　法第四十三条の二の二第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所（船舶にあつては、船舶）ごとに行うものとする。<br>２　法第四十三条の二の二第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。ただし、次に掲げる試験研究用等原子炉に係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通とする。<br>［一・二　略］<br>（核物質防護管理者の要件）<br>**第十六条の四**　法第四十三条の二の二第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。<br>［一～三　略］<br>（廃止措置として行うべき事項）<br>**第十六条の五**　法第四十三条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、試験研究用等原子炉施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。<br>（廃止措置実施方針に定める事項）<br>**第十六条の五の二**　法第四十三条の三第一項の廃止措置実施方針には、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。<br>一　氏名又は名称及び住所<br>二　工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称） | （核物質防護管理者の選任等）<br>**第十六条の三**　法第四十三条の二の二第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所（船舶にあつては、船舶）ごとに行うものとする。<br>２　法第四十三条の二の二第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。ただし、次に掲げる試験研究用等原子炉に係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通とする。<br>［一・二　同上］<br>（核物質防護管理者の要件）<br>**第十六条の四**　法第四十三条の二の二第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。<br>［一～三　同上］<br>（廃止措置として行うべき事項）<br>**第十六条の五**　法第四十三条の三の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、試験研究用等原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。<br>［条を加える。］ |